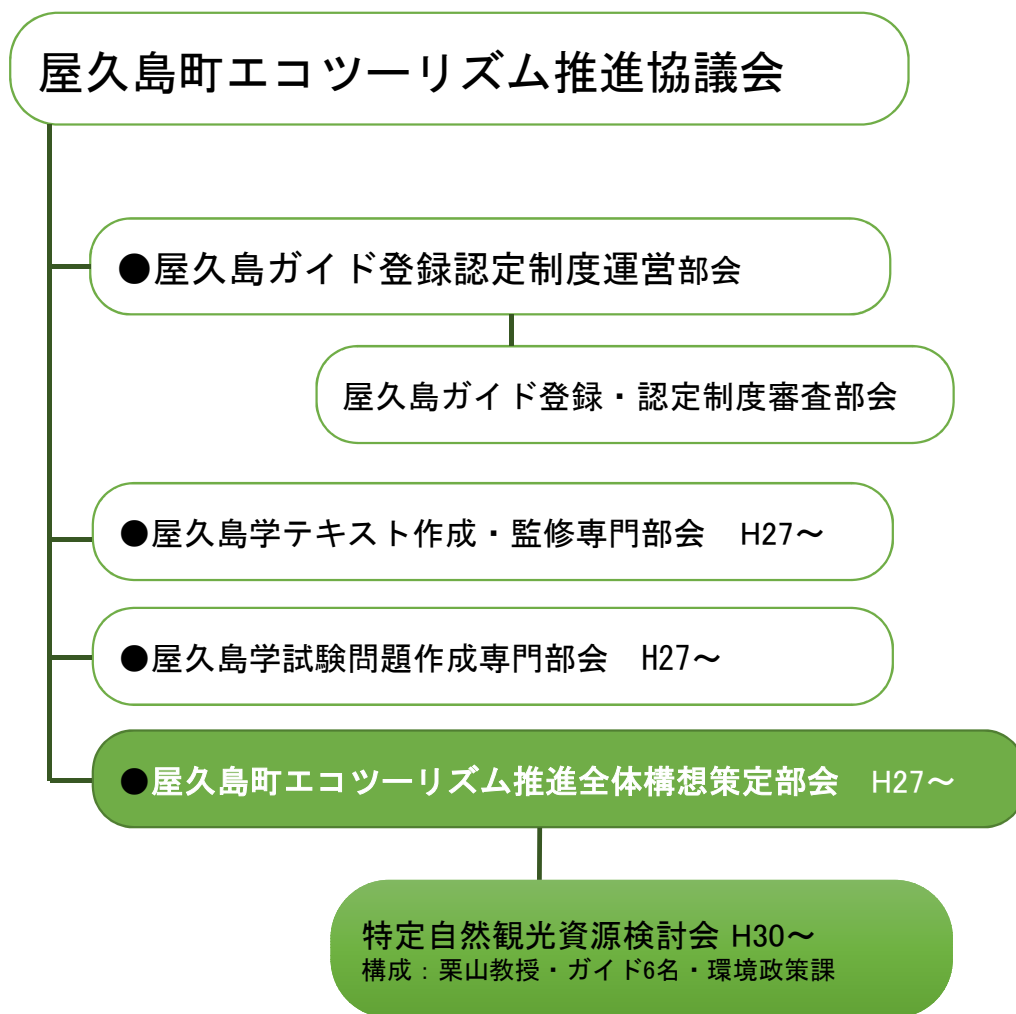


全体構想策定部会(特定自然観光資源検討会)



構成員	
区長連絡協議会	代表
屋久島観光協会	各部会代表(数名)
屋久島町商工会	代表
屋久島森林組合	代表
種子屋久農業協同組合	代表
屋久島自然保護官事務所	
屋久島森林管理署	
屋久島森林生態系保全センター	
	自然保護課
鹿児島県	観光課
	屋久島事務所
屋久島環境文化財団(村センター)	
	商工観光課
屋久島町	環境政策課
屋久島学ソサエティ	代表

特定自然観光資源の方向性

平成23年（2011年）

- 縄文杉に至る大株歩道周辺の自然植生について
- 永田浜のウミガメ
- 西部地域の生態系及び歴史的資源

- 特定自然観光資源の指定をする
- 利用調整の必要性
- 利用者数（上限数）を条例で定める

平成30年（2018年）

- 縄文杉に至る大株歩道周辺の自然植生について
- 永田地区及び栗生地区のウミガメ
- 西部地域の生態系及び歴史的資源

- 特定自然観光資源の指定をする
- 利用調整の必要性
- 利用者数（上限数）を一部撤廃
- 利用制限事項を設定
- 地域自然資産法の活用

特定自然観光資源(縄文杉)-H23当時

<利用調整及び行為規制の概要>

①目指すべき姿

利用者が歩道周辺のヤクスギ林やコケ類を含む自然植生や、沢・溪谷などの水環境の保全に配慮し、混雑感ができる限り解消された中で、ゆったりと自然の雄大さや自然と人との関わり等について、体験できること。

②利用調整区域

大株歩道入り口から高塚小屋手前までの登山道（大株歩道）の歩道中央部から両側2mに含まれる範囲（自然観察道を含み高塚小屋は含まない。）

③利用調整期間

3月1日～11月30日

④立ち入り人数の上限

a. 日帰り利用者360人

b. 宿泊利用者60人

※ 平成23年は、予約システムの開発及び普及期間として位置づけ利用調整は行わない。

平成24年は、観光事業者の制度順応期間及び激変緩和措置として、3連休以上の連休（最終日を含まない）時には、利用者の人数を暫定的に420人+200人とする。平成25年3月からは、420人での利用調整とする。ただし、学生による研修や教育を目的とした旅行については、別途屋久島町が調整できるものとする。

立ち入りの承認に関する審査基準は別途条例で定める。

利用調整期間中の旧暦5月16日及び旧暦9月16日については、山の神を祀る日であるため、極力立ち入りを控えるよう広く協力を求めることとする。

⑤立入りの承認を要しない行為

- ・ 非常災害のために必要な応急措置及び通常の管理行為を行うために立ち入る場合。
- ・ エコツーリズム推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（農林水産業を営むために必要な行為、枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する等）。

⑥行為規制

- ・ サルやシカ等の野生動物に餌を与えること
- ・ 動物（盲導犬・介助犬・聴導犬を除く）を連れて行くこと

特定自然観光資源(縄文杉)-改訂予定

<利用調整及び行為規制の概要>

①目指すべき姿

利用者が歩道周辺のヤクスギ林やコケ類を含む自然植生や、沢・溪谷などの水環境の保全に配慮し、混雑感ができる限り解消された中で、ゆったりと自然の雄大さや自然と人との関わり等について、体験できること。

②利用調整区域

大株歩道入り口から高塚小屋手前までの登山道（大株歩道）の歩道中央部から両側2mに含まれる範囲（自然観察道を含み高塚小屋は含まない。）

③利用調整期間

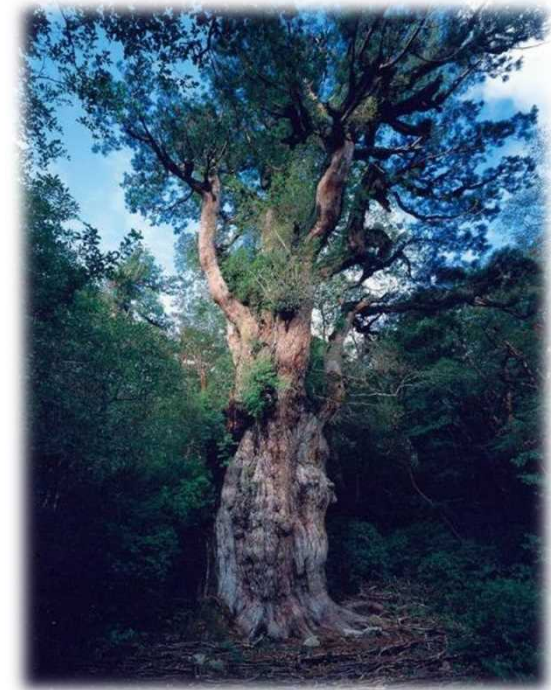
通年

④利用制限

- 町道荒川線（荒川三叉路～荒川登山口）において3月1日から11月30日まで車両乗り入れ規制を行う
- 屋久島山岳部環境保全協力金への賛同を求める
- 踏圧等の被害から守るために縄文杉周辺に展望デッキを設ける
- ゴールデンウィークやお盆期間において、混雑が予想できる場合、縄文杉周辺において一方通行を求める

⑤行為規制

- サルやシカ等の野生動物に餌を与えること
- 動物（盲導犬・介助犬・聴導犬を除く）を連れて行くこと
- 登山歩道から外れること



特定自然観光資源(西部林道)-H23当時

<利用調整及び行為規制の概要>

①目指すべき姿

利用施設等の整備がなされずに、そのままの自然環境が適切に保全されること。

限定した利用のなかで、屋久島の自然の価値及び自然と人との関わりの歴史を直接観察し、体感し、学ぶことができる最適の資源として活用されること。

②利用調整区域

特定自然観光資源「西部地域の生態系及び歴史的資源」の全指定区域

③利用調整期間

通年

④立ち入り人数の上限

a. 半山地区: 25人/1日(1団体7人まで) b. 川原地区: 25人/1日(1団体7人まで)

※ 立ち入りの承認に関する審査基準は別途条例で定める。

⑤利用条件

- ・ 営業活動により立ち入るガイドについては、別途屋久島町長が認めるガイドに限る。
- ・ 観光客は別途屋久島町長が認めるガイドに同行する者に限る。

⑥立入りの承認を要しない行為

- ・ 非常災害のために必要な応急措置及び通常の管理行為を行うために立ち入る場合。

エコツーリズム推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合(枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する、法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと等)。

⑦行為規制

- ・ サルやシカ等の野生動物に餌を与えること
- ・ 林内に動物(盲導犬・介助犬・聴導犬、猟犬を除く)を連れて行くこと
- ・ 住居跡地等に所在する食器、林業器具等を持ち去ること
- ・ 決められた区域以外に立ち入ること

特定自然観光資源(西部林道)-改訂予定

<利用調整及び行為規制の概要>

①目指すべき姿

利用施設等の整備がなされずに、そのままの自然環境が適切に保全されること。

限定した利用のなかで、屋久島の自然の価値及び自然と人との関わりの歴史について、安全を確保しながら直接観察し、体感し、学ぶことができる最適の資源として活用されること。

②利用調整区域

特定自然観光資源「西部地域の生態系及び歴史的資源」の全指定区域

③利用調整期間

通年

④利用制限

- 営業活動により立ち入るガイドについては、屋久島町エコツーリズム推進協議会が認めるガイドに限る。
- 指定区域に精通していない利用者は、屋久島町エコツーリズム推進協議会が認めるガイドと同行する者に限る。

⑤行為規制

- サルやシカ等の野生動物に餌を与えること
- 林内に動物（盲導犬・介助犬・聴導犬、~~猟犬~~を除く）を連れて行くこと
- 住居跡地等に所在する食器、林業器具等を持ち去ること
- 決められた区域以外に立ち入ること
- 樹木や岩石等に目印（着色等）を施すこと



ウミガメ関連の課題

法的根拠のない任意のルール

(例)

- 保護柵内には入らない事
- 光は消すこと
- キャンプ禁止
- カメラやビデオを撮影しない事
- 観察会終了後は浜に立ち入らない事



入浜権侵害のおそれ

協力金の取扱い

- 徴収する法的根拠
- 使途が非公開

ウミガメ関連の課題

解決策

ルールの問題



エコツーリズム推進法

協力金の問題



地域自然資産法

※ 地域自然資産法は、ウミガメ協力金だけでなく、山岳部環境保全協力金にも適用を検討する

特定自然観光資源(永田ウミガメ)-H23当時

<利用調整及び行為規制の概要>

①目指すべき姿

北太平洋最大のウミガメ上陸地である永田浜におけるウミガメの産卵ふ化環境が適切に保全されること。
地元の永田集落における人とウミガメのつながりの長い歴史と経験を活かした適正な利用が実現すること。

②利用調整区域

特定自然観光資源「永田浜のウミガメ」の全指定区域

③利用調整期間

5月1日～8月31日 午後8時～翌日の午前5時

④立ち入り人数の上限

a.5月1日～14日 80人／日 b.5月15日～7月31日 130人／1日 c.8月1日～8月31日 120人／1日

立ち入りの承認に関する審査基準は別途条例で定める。

なお、5月1日から5月14日については、立ち入りによってウミガメの産卵率、子ガメのふ化率などに影響するおそれがあることから、極力立ち入りを控えるよう広く協力を求めることとする。

⑤利用条件

別途屋久島町長が認める観察会等に参加すること

⑥立ち入りの承認を要しない行為

- ・ 非常災害のために必要な応急措置及び通常の管理行為を行うために立ち入る場合。
- ・ エコツーリズム推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合(法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと等)。

⑦行為規制

懐中電灯等照明器具を使用すること(利用調整期間中に限る)。

ウミガメに光を照らすこと(利用調整期間中に限る)。



H23を基軸に協議を進めている

特定自然観光資源(栗生ウミガメ)-追加予定

- ルールは永田浜と同じ方向性で調整中 → 浜によってルールが変わることは好ましくない（観光客が混乱する）
- 受入数（上限数）を確定させる数値的根拠が必要
- 協力金額を確定させる数値的根拠が必要
- 栗生住民に対するウミガメ保全に関する理解度醸成



将来的に、栗生浜ウミガメを特定自然観光資源に指定することを目指す

※ まずは、平成23年当時と同じく、縄文杉・西部林道・永田浜で策定して、エビデンスが整い調整をして栗生浜を含めた改訂を行う予定